○４番（福永　啓君）　一般質問を行います。

御船町では現在平成24年度臨時景気対策により多くの公共事業が進んでいます。これら公共事業を実施するに当たり、私も過去町内業者育成と公平な競争を両立させるため、地域条件付きの一般競争入札の導入や工事希望型指名競争入札、公募型指名競争入札等の入札改革案を提言してきたところです。しかし、現在の町では、ほとんどの工事及び物品購入が随意契約と一般的な指名競争入札によって行われています。本日の一般質問では、御船町において、公共事業及び物品購入に際し、どのような基準のもと、誰が随意契約か指名競争入札に付する案件か判断しているのか、業者選定は誰がどのような基準をもとに行っているのか、業者選定から予算執行までの事務手続きはどのような法令をもとに行われているのかなど、町で現在行われている事務手続き中心にお聞きいたします。

個別の質問に対しましては、質問席より行います。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

本質問は、平成24年６月議会でも同趣旨の質問がなされています。ですから、同じ答弁になることをご了承願います。

公共工事並びに物品購入に関する契約事務については、地方自治法第234条第１項に基づき一般競争入札、指名競争入札、随意契約、または競り売りの方法により締結するもの

と定められています。また、地方自治法施行令第167条では、指名競争入札、第167条の２では随意契約などが定められています。それぞれの契約事務に当たっては、このような関係法令等に基づき実施しているところであります。

ご質問の本町における公共工事や物品購入に係る業者選定基準については、御船町工事請負建設業者選定要領に基づき実施しています。公共工事の発注者は公正さを確保しつつ、よりよいものを廉価でタイムリーに調達する責任を有していると考えています。そのため、工事内容の特性に応じて、落札者の評価要素や競争条件、施工者に求める仕事の範囲等の組み合わせを変え、多様な入札、契約方式を活用することが求められています。特に工事内容の難易度が高く、施工業者からの技術開発の進展が予想されるような工事については、価格のみならず品質や技術の評価が重要であると考えています。

以上のことを踏まえ、本町における公共工事及び物品購入に係る業者選定並びに入札契約事務手続きについては、透明性、公平性の確保を図りながら、入札業務を行っているところであります。

なお、昨年６月議会の最後のほうで福永議員は、この入札制度に関してはたびたび多くの町民の人から「ちょっとこれ、言ってくれ」と、「あれ、言ってくれ」というのが来ますと言われているから質問しているということを発言されています。先ほど言いましたように、公共事業の発注者は公正さを確保しつつ、よりよいものを廉価でタイムリーに調達する責任を有していると考えていると申し上げました。一部の人の利益につながる恐れがないような質問を求めます。

なお、議会には、御船町議会議員政治倫理条例が制定されており、第16条に、町工事等に関する遵守事項の中でも議員の関与などの努力規定も設けてあります。この点も考慮して、質問をお願いします。

また、議会基本条例の第４条、議員の規範行為の２項の中で、「議員は、御船町議会議員政治倫理条例を遵守して行動しなければならない」と規定してあります。この点も併せてよろしくお願いします。

なお、質問につきましては、自席から答えさせていただきます。

総務課長、前総務課長並びに各課長からも答弁させます。

○４番（福永　啓君）　前回も申しましたけど、できれば質問に関するお答えのみお願いいたします。

まず決算書についてお聞きいたします。今日は事務的なことについて、淡々とお聞きしていきたいと思います。工事及び物品購入の決裁者、これは課長、副町長、町長と金額別に分かれていると思いますが、それぞれはお幾らになっていますか。

○総務課長（松岡秀明君）　決裁区分についてですが、ちょっと確認をさせていただきます。

○４番（福永　啓君）　今、一応ここに持ってきてはあります。これは私の理解が間違っていなければ、工事の場合、課長が50万円、副町長が130万円。物品購入の場合は、課長が50万円、副町長が100万円となっていると思います。現在副町長は不在でありますが、副町長の決裁代理者は総務課長、ここまではよろしいですね。

○総務課長（松岡秀明君）　はい、今議員が言われたとおりであります。

○４番（福永　啓君）　まず、何か工事が上がってきました。１つです、何でもいいです。それをするときに、工事か何か案件なり、まずこれを一番最初に町がしなければいけないのは、随意契約にするか、それとも指名競争入札にするか、それを選別してから、次の手続きに移らなければなりません。それは一番最初、何を根拠に、どの基準や法令をもとに誰がこの物件を随意契約にするのか、指名競争入札にするのか、決めているのでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

まず、それぞれの工事あるいは物品購入、そういったさまざまな請け負いというか、そういう発注するものがあるわけですけれども、基本的には、随意契約においては、工事においては130万円以上については入札、もろもろ幾つかの項目に分かれておりますが、それぞれ規定された金額、限度額を超える分については、基本的に入札という形をとっております。それ以下については、大体基本的には随意契約という形が多いわけですけれども、これは地方自治法の167条の２の第１項の１号から９号までの区分の中で、その適当性を判断して決めるわけです。まず、その基本的な考え方においては、担当課においてその判断をするということでスタートすることになります。

○４番（福永　啓君）　御船町の財務規則で、工事またはそういった物件130万円、これ以下が随意契約にできるものとなっております。あとは財産の買い入れが80万円とか40万円とか、いろんなもろもろによって金額が決まっております。この金額で、もう機械的に、これ以下のものは基本的にすべて随意契約、これ以上のものはすべて指名競争入札、そういうことをなされているんでしょうか。その基準を、例えば130万円以上でも随意契約にしている場合もあると思うんです。もしくは130万円以下であっても、指名競争入札にしているもの

があると思います。そこは、誰がどのような判断に基づいてやっているのでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

今、議員がおっしゃったように、そういった基準、自治法に基づく、あるいは町の財務規則に基づいたところで判断をするというところですけれども、当然、今おっしゃったように、工事の内容、あるいはその物品の性質、そういうものによっては特質なもの、特殊なもの、あるいはその技術的に非常に高度な技術が要するものとか、そういういろいろな工事の内容、そういうものによってはその基準額、随契と入札の基準額を上下したところで判断をすることがあります。それについても、まずは担当課で判断をするというのがまず最初であります。

○４番（福永　啓君）　それで、随意契約にするか指名競争入札にするか、ここで担当課で２つに分かれるわけです。それを随意契約にするか指名競争入札にするか分かれた後なんですが､それぞれ随意契約業者､また指名業者の候補を選定しなければいけないと思います。その候補選定に当たっては、どの基準や法令をもとに、誰が選定しているのでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

まず、業者の指名候補といいますか、これにつきましては、御船町の工事入札参加資格審査格付要綱というのがありまして、その中で、公共工事への参加資格の位置付けを行うことになります。この、今申し上げました要綱については、地方自治法の施行令167条の５第１項、それから167条の11第２項の規定に基づき、御船町が発注する建設工事等の一般競争入札あるいは指名競争入札に参加しようとするものについては､必要な資格を審査の上、工事の種類、希望による格付けをするということで、その基準を定めることになっております。これが通常の指名願いということになりますが、この指名業者の指名につきましては、また御船町の工事請負建設業者選定要領の第３の建設業者等を指名しようとするときは、資格審査の格付業者のうちから選定をしなければならないということになっております。

ということで、そういった基準に基づいて、業者の指名については取り扱いをいたしております。

○４番（福永　啓君）　ここに御船町工事請負業者選定要領というのがございます。いろいろざっとしたことが書いてあるんですが、これを読む限りでは、例えばある工事をする。その工事に、これに適用する業者が多社、すごい10も20も、特に土木関係ですが、出てくる

ことが多々あると思います。それからまず、町は絞らなければなりません。これは全く随意契約も一緒です。その場合に、これら指名業者の中から、ここの的確事項のようなものも１、２とかございますよね。この的確事項を配して見てみると、相当数が選ばれる事業があると思います。その際に、最終的に指名業者の候補を課によって選定しなければならないと思いますが、その絞り込みの作業、もしくは逆のパターンもあると思うんです。町内業者だけだったらあまりにも業者数が少ないので、拡大しなければいけないという必要性が出てくるところもあるかと思います。その拡大及び絞り込みの作業、それは誰がどのような基準に基づいて行っているのでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

まず、さまざまな工事が出てくる。工事あるいは業務委託等もありますが、そういった工種が出てきますが、それをまず、指名業者の格付表というのがあります。ですから、それをまず基本に、請負の金額等あたりを加味しながら、そのランクの中から、区分の中から、業者の選定をしていくということになります。それについては、まず先ほどから、担当課長から業者等の推薦が上がってくるわけです。それを総務課長が指名審査会に提案をして、提出をして、その指名審査会の中で、その推薦を受けた業者について、その中で審議を行って、その業者を、その請負に関する指名業者を指名審査会で選定をするという手順になります。

○４番（福永　啓君）　指名審査会の手前のところを今お聞きしているんですけれど、さっき言ったランク付けがあっていると。しかし、ランク付けをしても、これは少なかったり多かったりします。そこにやはり、それを絞り込むには何らかの意図とか何らかの基準が必要だと思います。そのランク付け、例えばＡ業者というランク付けがあります。土木工事だったらＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄと御船はあると思うんですが、これは機械的に、単純的に、じゃ何千万円以上だったらＡを全部指名しようとか、何百万円だったらＢとＣを全部指名しようとか、そうはなっていません、現在の実際の実務上は。そうなっていれば、私もこの質問はする必要はなかったんですけれど、今課長がおっしゃったのは全くそのとおりなんです。そうして県とかほかの市町村とかはやっていますが、どうも御船町はそうなっていない。基準に沿ってなっていないと。何かのやはり、実はそれの理由を知りたくて、今日質問したところでもあるんです。

まず、例えばＡ業者、Ｂ業者にしても、１つの事業で10ぐらい業者が出てくるときもあ

ると思います。その絞り込みの作業ですよ。それとか、拡大の作業、それを誰がどのような基準をもとに行っているか。そういうことをお聞きしているんです。その格付けは別ですけれども、格付けをしても数は出てくるはずです。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

今のご質問ですが、当然その請け負いの工種あるいは種類によって、その業者というのは、ある程度その業者数の数を決めていくわけですけれども、それは当然金額、それから先ほどもちょっと申し上げましたが、工事の種類です、それから工事の内容、工事の難易度、あるいは工期の問題、そういうこと。それから特殊性です。そういったもろもろの条件を加味しながら、業者を選定するわけですけれども、これについては、今申し上げましたような工事あるいは請け負いの内容、種類によって業者数の選定の数を決めていっておるという状況です。それについても、先ほど申し上げましたが、まずは担当課で、その工種ごとの推薦をしますので、それをもとに、後の手続きを進めていくというところです。

○４番（福永　啓君）　いつもここで話に出てこないのが不思議だなと思ったんですが、町内業者を優先とおっしゃいます。そうすると、この選定段階で何か町内業者を優先する、何か仕組みとか何とかがこれはあって然るべきだと思いますが、そこにこの指名業者を選定する際、町内業者優先というのはどのような業者を指して、どのような仕組みをもとにその業者を優先して指名しているんでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

町内業者、地場企業の振興というか、そういうことについては、まず、先ほど申し上げました格付け的な格付表がありますが、そういったものを中心に選定をしていくわけですけれども、当然、地場産業の育成ということで、町内の事業者をまず第一義的に優先して選定をして、それに、結局先ほど申し上げましたような条件を付したところでどうなのかというところを勘案して、町外あるいはそういった特殊な事業者、特殊な工事請け負いが可能な業者あたりを選定して加えていったりするというところです。

○４番（福永　啓君）　簡単に言えば、町内業者ができることは町内を最初に選ぶと、そしてそれができないようなことは町外業者も考えて加味すると、そういうことですか。もうちょっとわかりやすくご答弁いただければと思います。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

今、議員がおっしゃったようなことになります。

○４番（福永　啓君）　町内業者とは、どのような業者を指して町内業者と御船町は認定していらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

町内業者といいますのは、まず町内に事業所あるいは営業所を有しているというところが原則であります。

○４番（福永　啓君）　その原則でいって、町内業者の中に入っても、いろんな工事には、管工事組合ですとか建設業組合ですとか、土木組合とか、いろんな法人、任意団体にかかわらず組合がございます。そういう組合加盟業者と非組合加盟業者に対して、選定の際、何か差を付けたりとか同等化、そのあたりは何か基準はございますか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

今のご質問ですが、それぞれ土木協会とか、そういった管工事組合とか、町内にはそういった組合があるようです。しかし、その組合についての、例えば会員であるとかないとか、そういうことについては、全く関係ないところで、その辺は考えているところです。

○４番（福永　啓君）　町内業者なんですが、登記上は他市町村に本社があるけれど、事業実態のある営業所等が町内にある場合です。これはわかりますか、御船町に営業所とか、そういう人的、物的配置が行われていれば、これは町内業者に当たると思うんです。そして、課税対象にもなると思うんです。今現在、一つ個別に思ったんですが、ある電気会社なんですが、町内に事業所があるのに、何か住所が御船町じゃないところが書いてある指名が入っておりました。それは、これは御船町に、これは電気工事なんですけれど、御船町に事業所があるはずなのに、この指名業者の中の住所は市内になっているんです。スポーツセンターの火災警報器の改修工事なんですが。下から３番目のあたり、小坂にある企業なんですけど。それはなぜなんですか。まず個別にお聞きしますけれど。

○総務課長（松岡秀明君）　今の件については、内容の確認をさせていただきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　今のお話をお聞きしますと、御船でやれるところは御船を優先してやっていくと。そして指名企業は、指名する場合は、財務規則で５社以上、できるだけ５社以上指名するとなっております。そうしますと、この電気とか、今言った基準に合ってこないんですよね。町内業者が電気・ガスだったら５社ぐらい入っています、町内企業が。そしてその２つは市内企業を入れてあるんです。だったら５社で入札が成立するのであれば、なぜここに２つの市内企業を入札に指名する必要性があるのか。やはりこういう疑問

が出てくるわけです。ここはなぜですか。

○総務課長（松岡秀明君）　今おっしゃった指名について確認をしたいと思います。

○４番（福永　啓君）　私が言っているのは、先ほど言っていらっしゃる基準です。それはそのとおりなんです。そう書いてあるんです。ただそれが本当にそう行われているかどうか、そこが非常に不透明だったので、今回事務手続きがちゃんと守られているかどうかということについてご質問差し上げているんです。これは多分１つではないと思います。実は、プールでもございました、プールのときも。御船の企業は指名業者が６社ぐらい指名されているのに、それに追加されて、市内の業者も指名されていると。御船の業者だけで６社で指名が成立するのに、なぜ市内の業者を２社追加して指名する必要があるのか。今回も同じことなんです。指名は、今おっしゃった基準とかを十分満たしているにもかかわらず、なぜそれをする必要があるのか。そのあたりの裁量を誰が何の基準をもとに行っているのかということなんです。

○総務課長（松岡秀明君）　今のご質問ですが、一応担当課に答弁をお願いしたいと思います。

○町民保険課長（宮崎　靖君）　ただ今の質問にお答えします。

９月までは社会教育課でしたので、先ほど総務課長が申しましたとおり、原則として町内業者優先、ただ、その中に実績のある町外の業者の方も入れて選定したものでありますので、原則として指名願いが出ておりますところをまず、先ほど総務課長が言いましたとおり、地元町内業者で実績のある業者を選定したものであります。

○４番（福永　啓君）　もう実績のある業者が６社はあったわけです。それに対して、小学校のときは多分８社か９社ぐらいされていて、６社ぐらいは町内業者を指名されていたと思うんです。そして、プラス２～３社です。今それについての情報は持っていませんけど、プラス２～３社を市外から入れていらっしゃると思います。だから私が言ったのは、もう町内優先をおっしゃるのであれば、そういう十分規約を満たす数の４社がいるのであれば、町内業者だけで入札していいんじゃないかと。なぜそれを市内をわざわざ入れる必要があるのか、ということを今回も、この電気工事も全く同じパターンなんです。そういう基準のもとに選んで、町内業者は５社以上あるわけです。それなのになぜ市内業者を入れる必要があるのかというところが、誰がどの基準をもとにそういうことを判断しているのかというのが私はわからなかったので、ご質問を差し上げたわけです。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

今推薦をしたことについて、担当課長からありましたが、最終的に指名業者の選定については、先ほど申し上げました指名審査会において選定をするわけですけれども、その指名審査会における選定の審査については、指名審査会設置要綱の第４の会議等の（３）になっていますが、３号において、指名審査会の審議は公開しないということで、また何人も審議の内容を外部に漏らしてはならないとなっておりますので、これについてはお答えができません。

○４番（福永　啓君）　私は指名審査会については聞いていません。そこに上がる課の検討状況を聞いているんです。ですから、それは当たりません。だから、そこのところは非常に不透明で皆さん明確なお返事ができない。ここに時間をかけていると、次のところがありますので、次に進めさせていただきますが、まず、次です。

随意契約の場合なんですが、これは今契約のところに次いきます。随意契約の場合なんですが、随意契約にするとした場合、候補者選定業者、これは誰がどのような基準をもとに随意契約の候補者業者は決めているんでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

随意契約につきましても、これもまずは各担当課で、業者については選定をした上で、契約の事務を進めるということで業務を行っております。

○４番（福永　啓君）　担当課でしますね。その場合に、できるだけ複数の業者、随意契約ですから誰とでもではなくて、同じような事業ができるのを複数、２～３社選んで見積もりを発注されて、一番有利なものを御船町の契約とするとなっていると思います。その２～３社、これを担当課で出しているということでよろしいですね。

○総務課長（松岡秀明君）　はい、そのとおりであります。

○４番（福永　啓君）　以前にここで議論したことがありますが、選挙看板の件もあるんですけど、単独随意契約です。これは、本来町の基準にはあっていないと思います。単独随意契約はどのような場合にできますか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

単独随意契約という考え方ですが、これにつきましては、先ほどから何回も繰り返していますが、いろいろな工事請負、物品の購入等がありますが、その場合に、例えば入札に付するといいますか、そういうことで、入札に付することが有益でない、そういう場合において、入札することが不利になる、そういう場合において、単独、結局その請負業務の

特殊性というか、そういったものが非常に強い。ほかの業者では対応ができない。そういう場合はほとんど単独随意契約の取り扱いになるかと思います。

○４番（福永　啓君）　それと緊急性がある場合ですね。それと特殊性があって、その業者しかできない場合と、それはきっちりと法律で決まっているんです。緊急性とは何ぞやというのも、ちゃんと、皆さんが持っていらっしゃる本に書いてあると思います。前回の単独随意契約が議会で話題になったときの看板なんですが、あれは緊急だったからと、ここでおっしゃいました。今でもあれは緊急だったから、緊急の必要性によるものとして、単独随意契約を行ったんでしょうか。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　前任ですので、そのときのことを思い出して、お答えいたします。

はい、緊急性が非常に高かったという判断のもとに行いました。

○４番（福永　啓君）　緊急性とはどういうものかというのは、書いてあります。そして、仮に緊急性があったとしても、可能な場合は複数の業者から見積もりを徴取するなど経済性・合理性に留意することと書いてあります。私がなぜこういうことを言うかというと、あれはすべて国の補助金で来ている事業です、選挙の事業ですから。そうしますと、入るかどうかわからないけど、会計検査院の方の指摘が入るかもしれない。そのときに、これは緊急性ではその方を果たして本当に納得させられるのか。実際に会計検査院の人と相対した職員が困るのじゃないかと、「これはおかしいでしょう」みたいなことを言われかねないと思うんです。そういうことがないように、一つ一つ基準が決まっているんです。課長は緊急性とおっしゃった、思われたと思いますけど、仮に緊急性であってもこれをしなければいけない。それ自体が緊急性に当たるかというのは、これはその緊急性の定義を見てみると、非常に当たらないといったほうが確かだと思います。２つの疑問があるのに、ちゃんとそういう職員がきちんと行政としてあるべき対応をとれるような基準をもとにやっていただきたいと、これが行政の対応だと思うんです。

○観光交流推進課長（野口利昭君）　一般的にはおっしゃるとおりだと思います。ただ、衆議院選挙の解散時期というのは不透明な部分があって、いきなり解散ということになります。それで、県がそれを準備するということになりますけれども、どれぐらいの候補者が立候補するのか、あるいはそれに関する、通常看板の右側にいろんな項目を書く部分があるんですけれども、その部分の確保ということもありまして、衆議院の解散選挙のときには非

常に緊急性が。それも、前回看板を作っていただいた業者ということで、確実な数字は覚えておりませんけど100数カ所に設置をしなければならないと。その場所の精通であるとか、中には、結局「変更してくれ、邪魔になるから」と、民地をお願いした場合とか、交通の妨げになるとかというところが何カ所か必ず出てきます。それを調整する必要があります。その調整期間も当然必要になってきますので、これは緊急性などというと非常に主観的なものも入ってくるかなという気がしますけど、私の判断としては、やはりかなりの高度な緊急性だったと思います。ただ、それ以外についての緊急性といった場合については、福永議員がおっしゃったことは一般的で、それはそのとおりだと解釈します。

○４番（福永　啓君）　これはどう理解されるかわかりません。いろんな法だったら、そういう場合においても複数の業者から見積もりを徴取するなどと一応なっております。これは国の指針としてです。そのあたりを守っていただければ、この間のときは何の問題もなかったというだけの話なんです。だから、そういうことをちゃんとしていきましょうという話なんです。

続きます。指名競争入札の場合なんですが、まず、今度やっと選定委員会、指名審査会に入っていきます。選定された指名候補を、指名審査会にかけて決定しますね。その際、どのような基準のもと、どのように決定するんですか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

指名審査会におきましては、先ほどから担当課からそういった推薦の事業者について上がってきたものについて審査をするということになりますが、これにつきましても、先ほどから申し上げていますように、地方自治法、それから町の要綱、要領、そういったものを踏まえたところで、そしていろいろな請け負いの特殊性、あるいは今ありました緊急性とか、そういったものを加味した上で審査会において審査をして選定をするということになります。

○４番（福永　啓君）　指名審査会の基準もここに一応書いてあるんです、委員の中に。建設工事入札参加者資格定数一覧に掲載された中から選ばなければいけないということと、あとは、県のにはほかのが書いてありましたけど、そういう基準があって、その基準の中からしなければいけないとなっていると思います。その内容自体は、さっきおっしゃったように、どういう審議がなされたかというのは、それは秘密会ですので、外部に漏らすことはできないということは理解できますが、指名委員会で決定された指名業者は、過去決裁

者、これは町長に当たる場合がほとんどだと思うのですが、決裁者にこれでやってくださいと上がっていくわけです。その決裁者の意向によって差し戻されたり変更されたりということは、ままあることなんですか。それとも、御船においてはほとんど行われていないことなんでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

指名審査会において、さまざまな要件を加味して審査をして、選定をするわけですが、それを結局諮問機関ということではありませんが、町長に答申という形で行います。そういった形で、差し戻しとかそういうことはこれまであっておりません。

○４番（福永　啓君）　その後、それに応じて、入札されて落札されて、金額に応じて議会の承認を受け、契約となると思います。その契約の際に、下請けに町内企業を使う特約を結ぶことを条件に入れることはありますか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

そういった特約等については、契約はそれぞれ担当課で行いますが、その中で、そういった条件を付せられることはあります。

○４番（福永　啓君）　今回の平成24年度の大きな事業に関して、例えばそういう特約を付された事業とかは、何件かあるわけですか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

今の段階では、そういった条件を付した案件は、契約はあっておりません。

○４番（福永　啓君）　そういう案件もできるし、そして過去にも例がある。なぜ今回、大分大きく、前から話題になっていますが、この20億円ぐらいの事業のうち、町内企業が入っているというのは、まだまだ半分以下です。前回では２割ぐらいだったので、今回はもう発注が進んでいますので３割、４割いっているかもしれませんが、それでも半分以下だと思います。そういうときこそ、そういう町内企業特約とかを付ける事業があるのではないかと思いますが、なぜ今回、平成24年度事業においては特約を結ばなかったのでしょうか。

○町長（山本孝二君）　今調べますけれども、金額ベースでいけば、恐竜博物館とか大きなやつがありましたのであれなんですけれども、件数ベースからいくとかなり増えてきています。今後も、今月も発注しますし、かなり増えると思います。福永議員が心配されていることはないと思います。

○４番（福永　啓君）　最終的に、件数よりも金額ベースというのが非常に重要だと思います。

件数が多くて金額が少なければ、単なる忙しいだけでお金にならない事業ということにもなりますので、その中で調べて後ほど答弁していただきたいなと思います。

次に移ります。まず、落札されたらそうなります。じゃあ、落札されなかった場合の手続き、実際恐竜博物館でございました。その場合は、前回の入札では、町長も総務課長も、事務要領と決まりはないので、町の判断でやったとおっしゃいましたが、これは、しかし、事務要領は町には存在しています。なぜあのときに事務要領がないと答弁したんですか。事務要領の存在を知らなかったんですか。それとも、知っていてないと答弁されたんですか。これはどれに当たるのでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

そのときは、事務要領はないとたしかお答えをしたと思います。これについては、私のそのときの取り方としましては、再入札に関する事務処理要綱というのがないというところで、そういったお答えをしたものであります。

○４番（福永　啓君）　町長もないとおっしゃいました。町長はどのような認識でそういう言葉をおっしゃったのでしょうか。

○町長（山本孝二君）　総務課長と一緒です。

○４番（福永　啓君）　読みましょうか。再入札に関しては、ここに書いてあるんです。事務処理要領は。そして私はそのときも指定しました。「県ではそれについて決まっている、町にもあるはずだ」と。そしたら、あなた方は、「ない」とおっしゃったんです。多分知らなかっただけでしょう、これがあるのを。じゃなければ、あのとき「ない」と答えられませんよね。だから、そういうことは、ミスはミスとしてきちっと認めていきませんか、いかがですか。

○町長（山本孝二君）　一方的に言われますけど、言葉というのは、言い方、取り方があるんです。福永議員の思いだけで、すべて世の中は通ると思うと大きな間違いですよ。

○４番（福永　啓君）　そういう信憑性のないことを言ってもらっても困るんです。全くないんですよ、その言い方は、信憑性が。よろしいですか。私は「この事務要領がありますか」と聞きました。そしたら、総務課長も町長も「ない」と言ったんですよ。間違いなく、議事録に残っているんです。そして、なくても私は「県のがあるから、それに従って行政だったらやるべきでしょう」と、「そうやらないと行政の組織としてだめですよ」ということを話したんです。そしたら、町長がおっしゃったのは、「あなたが町長になってからやって

ください」ですよ。本当に、だからいいですか、そういうときに知らなかったんでしょう。そういうことは、言い訳をせずに、今後のためにきちっと、悪いことはどこが悪かったのか、なぜこういうことが起こったのかと検証していかなければ、また問題が起こりますよ。いかがですか。

○町長（山本孝二君）　先ほどから言っていますとおり、会議録を見てみないとわかりませんけれども、それは解釈ですよね。そして、ちょっとその確認をしますけれども、事務要領の中で、そのときの質問をもう１回よかですか。中身の質問を。

○４番（福永　啓君）　だから、それが入札できなかった場合です。落札がない場合と、あと契約できなかった場合、そういう場合にどぎゃんするんですかという話です。まずこれは、私はそのときは、この御船町の事務要領を取り寄せておりませんでした。私は県のを見ながら言ったんです。それには、入札、落札していない場合の取り扱いとかいうことにおいて、町と同じような取り決めがしてあります。妥当であるときは、当該工事の指名業者について指名以外の内申行い、再度指名競争入札の手続きをとるもの。妥当でないときは、直ちに設計を変更し、原則として指名業者については変更することなく新たに指名競争入札の手続きをとるものとする。となっているんです。

そこでおっしゃったのが、「そういうものはない。だから、私は最初の業者の方たちは、みんな上回っているか辞退されているかなので、入札の意思がないとして、次の業者に回した」と。あなたが、「私がした」とおっしゃったんです。いかがですか。

○町長（山本孝二君）　中身をもう少し確認したいと思いますけれど、原則的にとありますでしょう、原則としてと。あなたは原則という言葉を知らずに、そうしなければいけないと言ったじゃないですか。原則は原則ですよ、例外もありますよ。

○４番（福永　啓君）　原則なんかを論じる前に、あなたはこの書類自体がないと言ったんです。そこを認めてからこの話に移りましょう、次は。いいです、まだ話しています、座ってください。［「覚えていません」と呼ぶ者あり］覚えていませんじゃないです。みんな覚えています。それで、その原則というのは誰が、原則というのは決められているんです。よろしいですか。どういう場合を原則というか。何でもかんでも原則だけにしてはいかんとはなっとらんとですよ。これはお聞きしました。だから、その間、じゃどういう場合に、妥当でない場合でも、設計変更した場合でも指名替えをしていいのか、どういう場合にこういうことがあり得るのですかと、これは県にお伺いしました。そうしたら、まず、増や

す。前回不落があったので、前回プラス２～３社増やす、これはありでしょう。それと、この事務処理している間に、その業者がもしかすると欠格になるかもしれない、何か違反とかして。そしたらそれは減らさないといかんですよねと。それが１つです。基本的に前の業者は、それ以外は入れないと、最初の指名の根拠が合わない。だから入れないと、その前の指名は根拠がないということになっちゃうんです、増やすとか、排除の論理をとると。だからこうなっていると、決められているとおっしゃっているんです。

今回は、町長はこれに、県でも決められている、町でも決められているにもかかわらず、そうやって独断なのか何なのかよくわかりませんけれども、決められた手続き以外のことをしていらっしゃると。これについて、やはり今後、最初認めた上で、今後はこういうことがないようにしていかないと、町自体が被害を受けることもあり得るんです、責任を問われて。そのあたりをどう認識していらっしゃるか、お聞きします。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

県に聞かれる分は、それはいいです。いいです。御船町ですので、御船町でしょう。あなたはよく県それからどこかの自治体を取ってきて、一緒に合わせないといけないんじゃないかと。だから、地方分権時代で御船町が、私が町長として決定するわけでしょう。では、あなたはよその自治体に行けばいいではないですか。そういう話でしょう。いいですか、言っときますけど、原則があれば例外もあると。そして、この指名審査委員会、先ほどありますように、担当課で検討して、そして指名審査委員会にかけて、そして決定して私に来るわけでしょう。その中で、やっぱりあのときは積算です、物価等が上がって、そして今までと違う状況だったと。それがあるでしょう。そして、入札辞退か不落でしょう。出しているのに不落と入札辞退ですよ。それを入れろというわけですか。原則は入れろでしょう。しかし、今回の場合は異常だという判断を指名審査委員会でされたわけでしょう。あなたがその点ばかり論じるけんおかしかわけです。

○４番（福永　啓君）　こういう不落になった場合は、１回課に差し戻さなければいけないことになっています。結局、今言っているのは、町長があのときの議会では、「私がこれはそやんして判断して指名はしました」とおっしゃったんです。それは今もおっしゃった、そうですね、「私が判断しました」と。あのときもおっしゃっているんですけど。それはこの事務要領の中でしちゃいかんことになっとっとです。何で、指名審査委員会に町長が入っとらんのか、それはよく意味を理解していらっしゃいますか。私が言っているのは、そう

いう一つ一つの行政的事務手続き、これはもし課まで本当に差し戻されていなかったら、課長、この事務要領は、１回は、今回はご存じでしたか。

○町民保険課長（宮崎　靖君）　お答えいたします。

差し戻しというか不落で、入札ができませんでしたので、こちらで入札は県のランク付けにおきます上のほうから選びまして、その後の業者を選定いたしまして、指名審査委員会に上げたものであります。

○４番（福永　啓君）　じゃ、この入札事務要領というのは、課全体でもみんな知らなかったということなんですか、こうしなければいけないと決まっているのは。この間は、町長も総務課長はこれはないとおっしゃったんです。そういう決まりはないと。そちらも、これが、事務要領があることをご存じなかったんですか。

○町民保険課長（宮崎　靖君）　あること自体を知らなかったということは、選定をしたときにでしょうか、そういう、２回目の選定をしたときというか。

○４番（福永　啓君）　はい、２回目です。

○町民保険課長（宮崎　靖君）　基本的に要綱等を確認いたしますけれども、あくまでも先ほど町長も申しましたとおり、基準というのはあると思いますけれども、そういうことは、確かに基準があるというのはその時点では知っておりました。２回目のときには。

○４番（福永　啓君）　だけん、知っとってするといかんとです。町長もです。町長がおっしゃることも、それはあなたの意見かもしれません。しかし、これが本当に世の中で通っていくかと、日本は法治国家なんです。そしてそういう一般的認識によって決まっていくんです。ここにちょっと読みましょう。一応判例があります。どう書いてあるか。その指名業者を外したこととか、指名業者を意図的に外したこと、もしくは、指名業者を意図的に違うのを入れて不利益を講じたと。そういうことについては、幾つもの裁判例はあります。その中で、これは一つのわかりやすい判例なので読みたいと思いますが、一般競争入札を原則的な契約方法とし、指名競争入札は、工事の請け負いと一般競争入札が適しない場合に限って実施することができるとしているのであり、さらに地方自治法施行令167条11条２項では、契約担当者である地方公共団体の長において、あらかじめ指名競争入札に参加するに必要な資格を定めることを義務付け、指定の前段階でも業者選択を別の機関で行うものとし、一部のものの偏重ないし排除の弊害が生じることを避けているものである。上記法の主旨を受けて指名基準を設け、入札参加資格を定めるとともに、業者の指名に当たっ

ては、契約担当者たる町長の政治的影響力が及ぶなど、恣意的、主観的運営がされないようにするため、副町長、担当課長等で構成される資格審査委員会を置き、同委員会において、業者の工事施工能力、経営規模等の客観的経営状態や地理的条件等の条件を審査して、的確業者を選定するものとしているものである。これが、入札の一般的理解というか、法的決定事項なんです。だから、町長はその間に、前回も前々回も、私が決めている、私がしよるとおっしゃいますけど、しちゃいかんことになっているとです。

○町長（山本孝二君）　誤解をされていると思いますので、正しく説明しますけれども、指名審査委員会で決定したことを、それを決裁として町長に回して、町長が決裁を打って、入札の通知を出すと、でしょう。だから、私は介入してないじゃないですか。ちょっと誤解しないでください。

○４番（福永　啓君）　じゃ、町長はこれが一つ一つ上がってくるまでは、一切その入札業者選定については、各課に口を出していないということですね。

○町長（山本孝二君）　一切という言葉がどういうことなのかです。これだけ20億円の事業をするに当たって、いろんな話し合い、それはあります。ただ、指名についてはしません。

○４番（福永　啓君）　過去議会での答弁を見て、またこの入札事務要領のときの発言を見て、いつも町長は、「私が決めます、私がしました」というのを何遍もおっしゃっています。だから、今後、そういうことが、今おっしゃいました。とにかく指名まではこういうシステマチックに行われているもので、町長は恣意的には一切入らない。入れたら違法になってしまうということを確認できましたので、今後はじゃ、そういうことが疑われるような発言、これは一切謹んでもらいたいと思います。また、過去にそういうことが疑われる発言が多々ございました。「私が決めている」と。それについて、謝罪なり、ここでどう思ってそういうことを言われたか。及びこれを知っていたのか知ってなかったのか、それを教えてください。

○町長（山本孝二君）　まず、今は議会制民主主義です。少し長くなるかもしれませんけれども、町長が提案をして議会で決定するわけでしょう。決定したなら執行部に任せるのが仕事ではないですか。給食センター問題はどうですか。おかしいでしょう。これも正しく調べますよ。

それから、誰が決めるのかというのは、私しか決められないでしょう、提案はです。決めるのは議会ですから。それを言っているわけです。誤解しないでください。

○４番（福永　啓君）　議事録を見てもらえればわかると思いますが、そういう質問ではなくて、選定とか何とかにおいて、私が責任を持って決めましたみたいな言い方を何回もされています。だから、そういう誤解を受けるような発言をしてはいけません。そうすると、行政はそういうシステムのもとに､私が言っているのは何じゃなかっです､言いよるとは。決まりは、一応さっき課長が言いなはったごと、あるわけです。それに基づいて、普通のことを普通にしましょうと。それがどうやら、話を聞いていると、基準がありながら、さっきの指名の場合も町内業者優先、そういう基準がありながら、５社が７社になって、そこのあたりの答弁もあまり曖昧なままで終わってしまっております。そして、その後不落の場合の手続きです。それに関しても今回のように、この事務要領があったというのを、「ない」と言っておきながら、町長も課長も認めないんですか。あのとき私は「ない」と言ったって。「ないからこれにはしません、御船町は県とは違います」とおっしゃったんでしょう。だから、これを知らなかったわけですよね。そうすると、そうして、その後入札が行われてどういう事態を招きかねないか。さっき言ったみたいに、世の中では、町がそういう入札をしたことによって責任を問われている事例がたくさんあるんです。決裁が50万円までは課長です、本当は。だから、50万円までは課長が決裁者ですから、課長が個人的責任を問われます。今は130万円までは総務課長ですから、総務課長が個人責任問われます。それ以上は町長です。そういうことはきちっとこれに沿って、今までの事務手続きに沿ってやっておかないと、責任を問われる可能性があるんです。責任を問われたとき、町がまた負担をしたり、そういうことが可能性としてあるわけです。それがないように、事務手続きはきちっと決まっているわけです。どこかできちっとこういう論理づけをして、いろんなことを言うて来なはる人もおんなはるです。それにもぎゃんして､「ここはこぎゃんだもんね」ときちんと説明できる能力と説明できる根拠を身に付けておかなきゃいけないんです。それが、私の意見ではなくて、これが行政というものではないんですかと言っている。

○町長（山本孝二君）　ちょっとその辺は覚えていませんので、会議録を見ます。それと、先ほど言ったように、原則で、あの事態の中ではそう指名審査委員会が決めてやって、法的に問題はないです。それははっきり言っておきます。

○４番（福永　啓君）　あなたが法的に問題があるかないかを決める立場じゃないんです。それは裁判所が最終的に裁定することですし、それがあるかどうかというのは、それが事件

になってみないとわからない。事件になってからじゃ遅いんです。だから、行政はすべてこういう文書がいっぱいあるわけです。ここにランク付けとかあります。ランク付けの業者は点数どおりにしていますと今おっしゃいました。しかし、過去の入札とかを見てみると、その点数どおり上からこうしてない場合が多々あるんです。その根拠をじゃ問われたときに、きちっと返答できるだけの論拠を持っておかなければ、問題が生じ得る。そういう問題を生じ得ないようにすることは行政としての義務だということを繰り返し申し上げて、本日の一般質問を終わりたいと思います。

○町長（山本孝二君）　ありがとうございました。先ほどの政治倫理条例関係で、福永議員に一つ確認をしたいと思います。よろしいでしょうか、議長。

○議長（岩田重成君）　はい、どうぞ。

○町長（山本孝二君）　このニュースレター、今日吉井さん来られていますけれども、こういう、関係ないけど言っておきます。これとこれです、給食センター問題、これは関係ありますか。それだけ、１点だけ。

○４番（福永　啓君）　それは、ここで全く関係ないことを、なぜ、別の機会にそういうことはきちっと向こうから言ってください。今回の、ここでそういうことを出されることは、非常に私は理解できません。何を思っていらっしゃるのか。

○町長（山本孝二君）　失礼しました。

○企画財政課長（吉本正剛君）　先ほどお尋ねられた発注件数関係は今精査していますので、次回でよろしいでしょうか。

○４番（福永　啓君）　はい。